

# 確定申告が始まります

2月16日(木)～3月15日(木)〈土・日は除く〉

【受付会場】市民会館第1会議室(2階)  
【受付時間】午前9時～11時 午後1時～4時

確定申告は、昨年(1月から12月)の所得とその税額を申告するものです。申告の必要なのは、関係書類を早めに準備して正しい申告と納税をしましょう。申告の際は、医療費の明細や収支内訳書などをできるだけ自分で記入・集計の上、お越しください。

## 確定申告が 必要な人

- ◆「サラリーマン」  
大部分のサラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整で精算されていますので、確定申告の必要はありませんが、次の人は、申告が必要です。  
◆給与の年収が2千万円を超える人  
◆2カ所以上から給与をもらっている人  
◆給与以外の所得が20万円以上の人  
◆「土地や建物を売った人」  
土地や建物を売った時の譲渡所得に関する税金は、分離課税と違って給与所得などの所得と区別して計算されます。  
◆「その他の人」  
◆商業、工業、農業、漁業などの自営業の人や医師、弁護士などの自由業の人  
◆厚生年金・国民年金などの公的年金や生命保険契約に基づ

## 確定申告に必要なもの

- 申告書(税務署から申告書が届いている人のみ)
- 印章
- 源泉徴収票(給与、公的年金などの収入がある人)
- 支払調書などの支払いの明細が分かるもの(個人年金や講演料などの雑所得、保険の満期返戻金や一時金などの一時所得がある人)
- 収支内訳書(事業所得などがある人)
- 帳簿書類(収支のわかるもの)
- 各種控除を受けるために必要な証明書などの添付書類(生命保険・地震保険に関する支払保険料等の証明書、国民年金保険料の控除証明書など)

※所得税が還付になる場合は、申告者本人の口座番号がわかるもの(通帳など)が必要です。

## 次の人は直接 米子コンベンション センターへ

- ◆青色申告の人
- ◆例年税務署で申告している人
- ◆土地、建物、株式等を買った人など分離課税の対象者
- ◆災害などで被害を受け、雑損控除を受ける人
- ◆住宅借入金等特別控除などで次の控除を受ける人
- ◆特定増改築等住宅借入金等特別控除
- ◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除
- ◆住宅耐震改修特別控除
- ◆住宅特定改修特別控除
- ◆認定長期優良住宅新築等特別控除

## 市・県民税の申告

年末調整や所得税の確定申告をしていない人は、収入の多少にかかわらず市・県民税の申告が必要です。  
申告をしないと、証明書などを発行できない場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの適正な算定ができない場合があります。



## インターネットの 活用を!

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で所得税の確定申告書が作成できます。作成した申告書は、プリンターで印刷してそのまま提出できます。

## 便利な e・Tax

- ◆ホームページで簡単申告
- ◆最高4千円の税額控除(平成19年から22年分の確定申告で本控除を受けてない人)
- ◆添付書類の提出不要
- ◆還付申告がスピーディー
- ◆e・Taxを利用するには、電子証明書が必要です。詳しくは国税庁のホームページで確認ください。
- ◆国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

## 還付申告は 始まっています

- ◆次に該当する人で、所得税が還付になる人の申告は現在受付中です。2月16日以降は、大変混雑しますので、早めにおでかけください。
- ◆年金収入のみの人
- ◆年金収入と給与収入のみの人
- ◆中途退職してその後就職をしていない人

## 控除の申告

### 《医療費控除》

- ◆医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人
  - ◆年末調整後に子どもの誕生など扶養親族に異動があった人
- 昨年中に、本人や家族が病気やけがなどで治療を受けた際に支払った医療費は、左図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。

### 医療費控除額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{平成23年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \\ \text{※} \end{array} = \text{A}$$

$$\text{A} - \begin{array}{l} \text{10万円または} \\ \text{所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \end{array} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

※保険金などで補てんされる金額とは  
健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金、生命保険契約の医療保険金や入院給付金など

※明細書(封筒)の様式は問いません。

## 《住宅借入金等特別控除》

住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入または増改築などをした場合、次の要件をすべて満たすと、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- ◆住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き入居している
- ◆床面積が50㎡以上の家屋
- ◆家屋の床面積の2分の1以上を自分が住むために使用している
- ◆新築等の借入金(家屋を新築等するために取得した住宅敷地用土地の借入金も含む)の返済期間が10年以上
- ◆合計所得金額が3千万円以下
- ◆増改築などの場合、工事費用が100万円を超えている
- ◆必要なもの  
◆住民票の写し  
◆家屋・土地(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿謄本  
◆借入金の年末残高等証明書  
◆請負(売買)契約書など家屋・土地の取得年月日・床面積・取得価格がわかる書類(印紙が貼つてあるもの)の写し  
◆増改築の場合、建築確認証・検査済証の写しまたは建築士等から交付を受けた増改築等

## 【問い合わせ先】

- ◇米子税務署 (☎ 32 - 4121)
- ◇税務課市民税係 (☎ 47 - 1017)

## 市県民税の住宅借入金 等特別税額控除

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除が生じた場合、市・県民税からも控除できます。

◆対象  
平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人  
※平成11年～18年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

## 工事証明書

※その他の住宅についての特別控除もあります。要件が異なる場合がありますので、事前に米子税務署でご確認ください。